

討 論

◎第17号議案・白石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

反対

本案は、年金が月1万5千円以上あれば65歳以上の人の国保税を年金から天引きするものであるが、所得が低く市民税は非課税でも、国保税、介護保険料は課税になり、生活費非課税の原則を踏みにじるものである。

賛成

よって本案には反対である。

本案は4月から制度化される後期高齢者の保険料と同様、税の公平性を高め、確実な財源の確保を図ろうとするものである。

従って本案は本市の実情に沿った改正であり、妥当なものと判断し賛成である。



◎第18号議案・白石市後期高齢者医療に関する条例

反対

本案の対象者は年金が月1万5千円以下の人または後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせると年金の2分の1を超える人で、1年間保険料の滞納が続けば、保険証が取り上げられ、資格証を発行される事になりうる人達である。従って後期高齢者医療制度そのものに反対であるから、本案にも反対である。

賛成

本案は後期高齢者医療制度の施行に伴い、市の事務について規定しようとするものであり、広域連合の事務と市町村の事務を明確にすることで円滑な事務執行と住民サービスの向上が図られるものである。

また、医療費の増大が見込まれる中で持続可能な医療保険制度とするためには給付と負担の均衡を図り良質で効率的な医療の提供を行う必要があることから本案に賛成する。

◎第29号議案・平成20年度白石市一般会計予算

反対

この予算で市民の暮らしはどうなるのか。

後期高齢者医療制度創設により75歳を境にして受けられる医療に差を付ける高齢者医療制度はとても許せるものではなく、中止撤回すべきと考え、一般会計もこの制度に連動してくる点で賛成できない。

一方、経費の削減について例をあげると、白石市文化体育振興財団の管理運営について見直しが必要ではないかと感じる。キューブが続く限り音楽監督への謝礼と監督関連企業への事業委託は脈々と続くのであろうか。

また、経費削減だけでは、明るい将来は描けない。産業支援策と雇用政策にもつと力を入れるべきではないか。

市民のふところを温め、税収につながるような政策を充実させるために必要な予算を配分していくべきと考える。よって、本案に反対である。

賛成

本年度の予算は地方交付税の削減等に伴い歳入の減少となっている。

一方、扶助費等の義務的経費の増に伴い、歳出は削減できず状況にはないと理解している。

特に民生費では老人保健制度から後期高齢者医療制度に改められたことに伴う後期高齢者医療特別会計への繰り出し金などで18・2%の増加となっている。

この繰り出し金は国民皆保険を守るうえで当然である。さらに4万人都市復活大作戦として乳幼児医療費の助成や妊婦健診など67の事業に積極的に取り組み「こころ豊かなふるさと白石」の実現を期待するところである。

よって本案に賛成である。



◎第34号議案・平成20年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

反対

後期高齢者制度は、高齢者の医療費を削減するためのものである。外来では後期高齢者診療料として定額の6千円となり、必要な検査や医療を制限されることにつながる。このような高齢者に冷たい医療制度には反対であり、この制度を裏付ける特別会計にも反対である。

賛成

本予算は平成20年度の後期高齢者約5千8百人分の保険料の収納や広域連合への納付、また保険料軽減、凍結にかかる保険基盤安定制度の繰り入れ、抛出等を行うための予算であり、本予算を定めなければ同制度の運営ができず市民生活に重大な影響が出ることは明白である。

よって本案に賛成である。